

保険・年金 フォーカス

EIOPA が 2016 年 SFCR (ソルベンシー財務状況報告書)に 関する分析結果を公表

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II 制度の下で 2016 年に初めて作成・公表された SFCR (Solvency and Financial Condition Report: ソルベンシー財務状況報告書) については、EIOPA (欧州保険年金監督局) が分析を行っていたが、EIOPA は、2017 年 12 月 18 日に、(再)保険会社及びグループによる SFCR についての最初の監督上の経験に関する分析結果である「EIOPA の監督声明: ソルベンシー II : ソルベンシー財務状況報告書」¹ を公表した。

今回のレポートでは、この監督声明の内容について報告する。

2—今回の監督声明の概要

この章では、EIOPA のプレスリリース資料²及び監督声明の中のエグゼクティブサマリー等に基づいて、今回の監督声明の概要を報告する。

1 | 今回の監督声明の位置付け

EIOPA は、(再)保険会社及びグループの SFCR の分析に基づいて監督声明を発表している。

この声明は、(再)保険会社及びグループによる SFCR のソルベンシー II 規則の適用に関する最初の監督上の経験の分析の結果を概説している。

この声明の目的は、公開された 2016 年の SFCR の EIOPA の評価と EEA (欧州経済地域) における NSAs (国家監督当局) によって収集された 2016 年のグループと単体の SFCR に関する観察に基づいた発見や改善すべき領域を提示することで、SFCR の将来の開示を改善することである。

2 | SFCR について

¹ <https://eiopa.europa.eu/Publications/Supervisory%20Statements/EIOPA-BoS-17-310-SFCR%20Supervisory%20Statement.pdf>

² <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-analyses-the-first-Solvency-and-Financial-Condition-Reports-and-identifies-areas-for-improvement.aspx>

2017年に、(再)保険会社及びグループは、2016年の結果に基づいてSFCRを初めて公表しなければならなかった。これらは、多くのステークホルダーから期待され、開示主体によって注意深く処理された。

SFCRは毎年発行されなければならないが、欧州議会及び理事会の指令2009/138/EC(「ソルベンシーII指令」)の第51条、第53条、第54条及び第256条の下で規制されている。さらに、委員会委任規則(EU)2015/352(「委任規則」)第290条から第298条及び第359条及び第365条は、さらなるSFCR関連規則、特にその構成について規定している。

3 | 今回の調査分析に対するEIOPAの考え方

今回のEIOPAの評価は、EEAの(再)保険会社及びグループによって公開された2016SFCRのサンプルの分析及びEEAにおけるNSAsによって収集された2016年のグループと単体のSFCRに関する観測からの観察に基づいている。

分析とこの声明は、SFCRに関して特定された全ての問題を捉えたり、SFCRの内容に完全に対処するつもりはない、としている。この声明は、来年度のSFCRの内容の開発において、ステークホルダーをサポートする第一歩として重要とみなされる主要分野のみに焦点を当て、市場規律を達成することを可能にする、ことを目的としている。

ソルベンシーII指令及び委任規則の下で(再)保険会社及びグループによって公開されたSFCRの重要性を考慮して、EIOPAはそれらの精査を行った。ソルベンシーIIの枠組みは、3つの主要な柱の上に構築されているが、その中で、監督当局及び市場への透明性の高さが求められている。ソルベンシーII制度はもはや会計上の認識に基づいていないため、財務諸表は会社のソルベンシー及び財務状況を評価するのに適しておらず、時にはSFCRはこれまでのエンベデッドバリューに関する開示を置き換えている。

法的に規定されたSFCRの適用範囲は包括的であり、広範囲のソルベンシーII分野をカバーしている。EIOPAは、SFCRが目的適的な情報に重点を置くべきであるとの意見を述べている。SFCRの完全性は、その量によって評価されるべきではなく、会社のソルベンシー及び財務状況を証拠化するために含まれる情報の妥当性、明瞭性及び有用性によって評価されるべきである、としている。

発行されたSFCRを分析する際、EIOPAは、各EU加盟国及び各EEA EFTA国³におけるNSAsとの活発な対話を維持し、様々な利害関係者の視点も考慮した。

EIOPAは、市場規律は時間とともにのみ達成できることを認識し、(再)保険会社及びグループが、公開されたSFCR間の相違点を分析し、2017年SFCRの改善領域を分析することを期待している。この目的のために、EIOPAは、2017年SFCRの開示を計画する際に、SFCRの内容に関する監督上の期待を市場に指導することが重要である、と考えている。

4 | 今回の監督声明で示された重要な調査結果及び改善領域の概要

EIOPAの分析によれば、大半の報告書は時間通りに公表され、一般的にソルベンシーIIの要件に準拠している。殆どの報告書は、企業のウェブサイト上で簡単に入手できた、としている。

しかし、EIOPAは、将来の報告内容の質に関して、さらなる改善が必要な領域として、以下の項目を特定している。

³ アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

- ・目的に適合したより多くの要約
- ・リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に関する会社／グループ固有の情報
- ・様々なシナリオやストレスに対するリスク感応度に関するより構造化されたより包括的な情報
- ・資産、負債及び技術的準備金の評価及び評価に関する不確実性への対処に使用される基礎、方法及び主な前提に関するさらなる関連情報
- ・適格自己資本に関するさらなる包括的な情報

EIOPA は、将来の報告書の作成において、（再）保険会社及びグループに対し、比例原則を考慮した監督声明に記載された勧告を考慮することを奨励している。

また、来年（2018 年）の報告書においては、比較情報の提供を初めて要求することになるため、強制的な分野に対する期待とこの情報を報告書にどのように提示すべきかを概説している。

（参考）EIOPA のプレスリリース資料

EIOPA は、最初のソルベンシー及び財務状況報告書を分析し、改善すべき分野を特定している

今日、欧州保険年金監督局（EIOPA）は、（再）保険会社及びグループのソルベンシー及び財務状況報告書（SFCR）の分析に基づいて監督声明を発表した。この声明の目的は、これらの報告書の将来の開示を改善することである。

この分析は、欧州経済地域の（再）保険会社及びグループによって公開された 2016 SFCR のサンプルに基づいている。

EIOPA の分析によれば、大半の報告書は時間通りに公表され、一般的にソルベンシー II の要件に準拠している。殆どの報告書は、企業のウェブサイト上で簡単に入手できた。

しかし、EIOPA は、将来の報告内容の質に関するさらなる改善が必要な分野を特定した。

- ・目的に適合したより多くの要約
- ・リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に関する会社／グループ固有の情報
- ・様々なシナリオやストレスに対するリスク感応度に関するより構造化されたより包括的な情報
- ・資産、負債及び技術的準備金の評価及び評価に関する不確実性への対処に使用される基礎、方法及び主な前提に関するさらなる関連情報
- ・適格自己資本に関するさらなる包括的な情報

EIOPA は、将来の報告書の作成において、（再）保険会社及びグループに対し、比例原則を検討しつつ、監督声明に記載された勧告を考慮することを奨励する。

来年（2018 年）の報告書は、比較情報の提供を初めて要求する。したがって、EIOPA は、強制的な分野に対する期待と、この情報を報告書にどのように提示すべきかを概説した。

監督声明は、EIOPA のウェブサイトですべて入手できる。

背景

ソルベンシー II 指令の第 51 条、第 53 条、第 54 条及び第 256 条によれば、（再）保険会社及びグループは、ソルベンシー及び財務状況報告書を作成し公表することが義務付けられている。今年（2017 年）、これらの報告書は（再）保険会社及びグループによって初めて公表された。

3—今回の監督声明で示された重要な調査結果及び改善領域

この章では、「2—4 | 今回の監督声明の重要な調査結果及び改善領域の概要」で述べた項目等の具体的内容について報告する。EIOPA は、(再) 保険会社及びグループに、比例原則を損なうことなく、SFCR に関する以下の重要な調査結果及び改善領域について考慮することを奨励している。

1 | SFCR の公表状況について

大半の保険会社及びグループは、適時に (単体/グループ) SFCR を公表し、関連するソルベンシーII の要件を一般的に遵守した。いくつかのケースでは、グループは SFCR を全ての利害関係者がアクセスできるようにするために一層の努力をしていた。SFCR は一般に、殆どの公開企業のウェブサイトで見つけることができる。しかし、一部の企業は依然としてウェブサイトを所有していない。保険グループのウェブサイトでは、一般的に、グループ SFCR に加えて、グループの主要会社の単体 SFCR も同じアドレスで利用でき、英語のバージョンが用意されており、全グループに関するアクセスを容易にしている。報告書は、委任規則附属書 XX の構造に従うが、適用外の項目については、その情報が適用外であることを明確に示すことが重要である。

2 | SFCR の要約と言語スタイル

SFCR の情報を開示するために異なる言語スタイルと異なるフォーマットを使用することは、全てのタイプのステークホルダーに対する共通の開示アプローチの定義を難しくする。EIOPA は、SFCR、特に SFCR の要約の内容と言語スタイルを決定する時に注意が払われることを期待している。要約は、保険契約者が最も関心を持つ SFCR の一部である。彼らは報告書のこの部分の主な受け手であるべきである。SFCR の残りのセクションでは、EU 又は国内法の全内容が SFCR に再現されることは期待されない。代わりに、報告書には、関連する特定の情報を効率的に識別して読むことを容易にするために、各セクションの下に関係する会社固有の情報を含めるべきである。

3 | より整合的で目的に適合した「SFCR 要約」の必要性

EIOPA は、保険会社/グループが要約の内容と明確性を向上させることを奨励している。SFCR の要約は関連する SFCR の分野を網羅し、関連情報を簡潔に提供すべきである。保険契約者に対する SFCR 要約の重要性と様々なアプローチの範囲を考慮して、EIOPA は監督上の観点から最低限の内容に対する期待を明確にしている。

具体的には SFCR の要約は、少なくとも以下を含むべきとしている。

- 会社のビジネスモデルとビジネス戦略の重要な要素と要因
- 事業が運営される重要な事業ライン及び重要な地理的領域を含む会社の引受業績及び投資実績の主な指標
- 報告期間中に発生したソルベンシー及び財務状況に重大な影響を与える重要な事業またはその他の事象
- ガバナンス体制の主要要素
- 会社/グループの主要リスクに関する情報
- ボラティリティ又はマッチング調整がある場合とない場合のソルベンシー比率

- ・関連するリスクフリー金利期間構造への移行調整を伴わない又は技術的準備金に関する移行措置を伴わないソルベンシー比率を含む、移行措置利用へのアプローチ
- ・階層別のソルベンシー資本要件（SCR）の額と SCR をカバーするための適格自己資本額
- ・階層別の最低資本要件（MCR）の額と MCR をカバーするための適格基本的自己資本額
- ・前回の報告期間における MCR の非遵守又は SCR の重大な非遵守に関する情報

4 | SFCR の文脈における定量的報告書テンプレート（QRTs）

SFCR の附属書に QRT を置くことは実践的ではあるが、SFCR の本体に定量的及び定性的情報を提供することを妨げてはならない。QRT がカバーする関連情報と、SFCR 附属書の QRT でカバーされていない追加情報（読者がテンプレート内の情報を理解できるようにするための背景情報等）は、SFCR に含める必要がある。適切であれば、QRT の一部を繰り返すか、SFCR の記述情報を補完する必要がある。

5 | SFCR に基づくリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に関する会社／グループ固有の情報

SFCR に基づくリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に関する情報は、本質的に会社／グループ固有のものである。これは、プロセスにのみ言及し結果には言及しない場合でも、会社／グループ固有の情報を含める必要があることを意味する。開示される情報は、ORSA がどのように組織構造と意思決定プロセスに統合される必要があるのかに関して、法律、規制及び行政上の規定を繰り返す以上のことをすべきである。

EIOPA は、SFCR に少なくとも以下が含まれることを期待している。

- ・管理、経営、監督機関の関与を含む、ORSA の実施及び継続的監視のプロセス
- ・ビジネス戦略へのリンクとビジネス戦略の主な領域／リスクが、ORSA において、すなわちソルベンシー全体のニーズにおいてどのように考慮されるか。
- ・ORSA のタイミングと頻度及び追加の評価を行うためのトリガー

6 | 様々なシナリオやストレスに対するリスク感応度に関するより構造化されたより包括的な情報

様々なシナリオやストレスに対するリスク感応度に関する情報は、より構造化され、より包括的でなければならない。SCR とリスク感応度に関する情報は、異なる会社／グループにわたって比較可能ではない。様々なシナリオやストレスに対する感応度の報告は、より構造化された形式で開示されることが期待されている。様々なリスクへの感応度は、「リスクプロファイル」の項に示されるべきである。さらに、各リスクセクションの下で、全体的な影響に関する情報が提供されるべきである。

EIOPA は、少なくとも以下が含まれることを期待している。

- ・使用される方法の説明、すなわちシナリオ、ストレステスト、様々なリスクに対する感応度分析
- ・将来の経営行動がどのように考慮されるかを含む、使用される方法の基礎となる前提に関する十分な情報
- ・特定のリスクに対する SCR の量及び全体の SCR 比率のパーセンテージポイントとして測定された感応度の影響
- ・会社／グループの戦略とビジネスモデル、最も重要な感応度の管理への影響を考慮した結果の解釈

7 | ソルベンシー目的の評価に使用される基礎、方法及び主な前提に関する情報

ソルベンシー目的の評価に使用される基礎、方法及び主な前提に関する情報には、会社／グループ固有の情報を含めるとともに、評価に関する不確実性に取り組むべきである。SFCR は、特に投資の評価に関するより関連した会社／グループ固有の情報、繰延税金資産及び繰延税金負債の評価、ならびに技術的準備金の評価を含むべきである。後者に関しては、SFCR は、経済的及び非経済的前提、将来の保険料の期待利益、将来の経営行動及び将来の保険契約者の行動など、計算の根底にある前提と少なくとも結び付けることにより、不確実性のレベルの記述を提供すべきである。

8 | 適格自己資本に関するさらなる包括的な情報

EIOPA は、事業計画に使用された時間枠及び報告期間にわたる重要な変更についての情報を含む、会社／グループの戦略及びビジネスモデルに関連して、会社／グループが、自己資本の管理に関する情報を開示することを奨励する。階層別に分類された適格自己資本項目の情報は、利用可能な範囲、従属範囲、期間、その品質を評価するために関連するその他の特徴を含む、最も重要な自己資本項目の説明によって補完されるべきである。

9 | 前年度の報告書との比較情報

来年度の SFCR において、会社／グループは、SFCR の特定分野の比較情報も含める必要がある。EIOPA は、比較情報を提供する際には、SFCR の記述部分において、可能な限り表のフォーマットが使用されることを期待している。これらの表には、報告年度の両方の金額を含めることができ、又は両方の報告年度間の重要な差異に焦点を当てることができる。2つの報告年度間の重要な相違に関する定性的情報もまた報告書に含まれることが期待される。現在及び前の報告年度の QRT の附属書だけでの発表は、比較要件に準拠しているとは不十分である。

EIOPA は比較情報が少なくとも以下の分野をカバーすることを期待している。

- ・報告期間中の集計レベル及び事業を行っている重要な事業ライン及び重要な地理的領域毎の引受業績に関する質的及び量的情報
- ・報告期間中の投資のパフォーマンスに関する定性的及び定量的情報
- ・報告期間中に発生したその他の重要な収益及び費用
- ・技術的準備金の計算においてなされた関連する前提条件における重要な変更
- ・階層別の報告期間終了時における自己資本の構造、金額及び質に関する情報

4—まとめ

以上、ここまで、EIOPA による SFCR に関する最初の監督上の経験に関する分析結果の概要について報告してきた。これに対する欧州の保険業界団体である Insurance Europe 等の関係者からの公式な反応は、これまでのところ出ていない。

そもそも、欧州保険各社からの単体及びグループベースの SFCR の公表を受けての関係者の反応及び意見については、保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2016 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表 \(1\) - 全体的な状況報告 -](#)」(2017.7.11) 等で報告した。その段階では、保険会社やアナリスト等のユーザーに加えて、ドイツの保険監督当局 BaFin や英国の保険監督当局 PRA(健全性

規制機構)の保険監督責任者の反応を紹介した。

今回の EIOPA による監督声明は、SFCR に対する監督当局からの初の公式見解を示した形になっている。これを踏まえて、関係者、特に作成者である(再)保険会社及びグループが、どのような意見を有し、具体的にどのように対応していくのかは大変注目されるところである。

今後の SFCR を巡る動きについては、引き続き注視していくこととしたい。

以 上